自動型貸金庫規定

1. (貸金庫の使用)

貸金庫の使用にあたっては、保管物は当行所定の保護ケースに収納したうえ、その 保護ケースを預けてください。

2. (保管物の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを収納することができます。
 - ① 公社債権、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを収納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止 の観点からリスクが高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

3. (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、収納物が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

4. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了の1か月前に借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

5. (手数料)

(1) 貸金庫の手数料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年

4月10日(休日の場合は翌営業日)に借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日から2週間後の日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

6. (鍵、カードの保管)

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。
- (2) 当行は借主に貸金庫カード(以下「カード」といいます) 1枚を発行します。カードは借主自身が保管してください。借主があらかじめ届出た代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、代理人カードを発行しますので代理人が保管してください。

7. (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開閉にあたっては、借主または代理人が暗証照合機にカードを挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。
- (3) 保管物の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。
- (4) 停電、故障等により、カードによる暗証照合機の取扱いができないときは、当 行所定の貸金庫開閉票に借主または代理人の氏名および暗証を記入してカードと ともに提出してください。

8. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。カードまたは正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. (印章、カード、鍵の喪失時の取扱い)

(1) 印章、カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は当行所定の手続をし

た後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めること があります。

(2) 正鍵またはカードを失った場合、または汚損・破損・毀損した場合等は、錠前等の取替え、鍵、カードの再発行に要する費用を支払ってください。

10. (貸金庫等の変更)

前条第2項の場合または貸金庫(錠前を含む)の毀損・不調等が生じた場合に、当 行が貸金庫またはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

11. (暗証照合等)

- (1) 暗証照合機により、カードを確認し、暗証照合機操作の際に使用された暗証と当行に届出の暗証との一致を確認して貸金庫の開閉の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。なお、第7条第4項の場合に当行の窓口においてカードを確認し貸金庫開閉票に記載の暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをした場合も同様とします。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の 注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをした場合は、それらの書類に つき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は 一切の責任を負いません。なお、貸金庫の開閉に使用される鍵について当行は確認 する義務を負いません。

12. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、 貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあ ります。このために生じた損害については当行は一切の責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保管物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は 一切の責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫使用をおことわりするものとします。

14. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が手数料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行 もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由 が生じたとき
 - ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めたとき
 - ⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思 によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはその おそれがあると認められるとき
 - ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出 内容に偽りがあるとき
 - ⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続を したうえ貸金庫を明渡してください。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を

経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼう ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力 団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場 合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当 する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または 当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 前2・3項による明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、保管物を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 手数料、延滞損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項 の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生 じたときは、当行から請求がありしだい支払ってください。

15. (保管物の一時引き取り等)

- (1) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当行が保管物の一時 引き取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当行は借主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に貸金庫の保管を委託することができるものとします。

16. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

貸金庫、カードおよび鍵また使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

18. (保証人)

保証人は、この契約から生じるすべての債務について、借主と連帯して履行の責め に任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

19. (規定の変更)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由がある と認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周 知することにより、変更できるものとします。

以 上